

危険物保安技術協会業務方法書

最終改正 令和元年7月3日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第16条の35第1項の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、市町村長等の委託に基づく特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所等」という。）に係る審査及び危険物又は指定可燃物（以下「危険物等」という。）の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助等の業務の公共性にかんがみ、適正かつ確実な運営に努めるものとする。

第2章 特定屋外タンク貯蔵所等に係る審査の受託 及び審査の実施

(審査の受託)

第3条 協会は、法令の定めるところにより、市町村長等から特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所に係る審査の委託を受け、当該審査を実施する。

2 前項の委託を受ける場合には、協会は、当該市町村長等と特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所に係る審査受託契約を締結する。

3 審査受託契約においては、次の事項を定める。

- (1) 審査を実施すべき特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所に関する事項
- (2) 審査の基準及び方法
- (3) 審査受託料の額及び納付方法
- (4) 審査事務規程に定めるもののほか、特に必要な事項

(審査の実施)

第4条 協会は、市町村長等の委託を受け、特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所に係る次の各号に掲げる審査を実施する。

- (1) 法第11条の3第1号の規定に基づいて、液体危険物のタンクのタンク本体に関する事項並びに液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項が、技術上の基準に適合するかどうかについて行う審査（以下「許可申請に係る審査」という。）
- (2) 法第11条の3第2号の規定に基づいて、液体危険物のタンクの基礎及び地盤に関す

る事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクのタンク構造に関する事項が、技術上の基準に適合するかどうかについて行う審査（以下「完成検査前検査申請に係る審査」という。）

(3) 法第14条の3第3項の規定に基づき同条第1項の規定の適用を受ける特定屋外タンク貯蔵所について、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクの構造及び設備に関する事項が、技術上の基準に従って維持されているかどうかについて行う審査（以下「定期保安検査申請に係る審査」という。）

(4) 法第14条の3第3項の規定に基づき同条第2項に定める事由が生じた特定屋外タンク貯蔵所について、液体危険物タンクの底部の厚さに関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクの構造及び設備に関する事項が、技術上の基準に従って維持されているかどうかについて行う審査（以下「臨時保安検査申請に係る審査」という。）

(検査員証)

第5条 協会の検査員は、協会の発行する検査員証を携帯し、市町村長等及び関係行政機関並びに関係事業者等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(審査受託料)

第6条 協会は、審査の実施に要する費用として、市町村長等から審査受託料の納付を受ける。

2 審査受託料の額は、別表に定める額とする。

3 協会は、審査受託契約に定めるところにより、審査受託料の全部又は一部の額の前納を求めることがある。

(審査報告書の提出)

第7条 協会は、第4条各号の審査を完了したときは、審査報告書を作成し、当該報告書を市町村長等に提出する。

(審査受託契約の解約)

第8条 協会は、特別の事情により受託に係る審査の実施が困難になったと認められるときは、市町村長等との協議に基づき、当該審査の全部又は一部について、審査受託契約の解除を求めるものとする。

第3章 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全 に関する試験、調査、技術援助等の業務

(試験の実施)

第9条 協会は、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験を自ら行い、又は

依頼に応じ適当と認めるときはその実施を受託する。

- 2 協会は、試験の実施を受託しようとするときは、委託者と試験受託契約を締結する。
- 3 試験の受託料の額は、試験の実施に必要な経費を勘案して、理事長が別に定める。

(UN表示の実施)

第9条の2 協会は、申請により、危険物の運搬容器に関する検査を行う。

- 2 協会は、前項の運搬容器が危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第41条から第43条までに定める基準に適合し、かつ、危険物の運搬上支障がないと認められるときは、これにUN表示を付するものとする。
- 3 検査の手数料等検査の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(調査の実施)

第10条 協会は、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する調査を自ら行い、又は依頼に応じ適当と認めるときはその実施を受託する。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の調査の実施の場合に準用する。

(技術援助の実施)

第11条 協会は、依頼に応じ適当と認めるときは、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する技術援助を行う。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の技術援助の実施の場合に準用する。

(情報の収集及び提供)

第12条 協会は、必要に応じ、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する情報を収集し、提供するための業務を行う。

第4章 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の 安全に関する教育その他の業務等

(教育に関する業務)

第13条 協会は、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し、研修の実施その他教育に関する業務を行う。

(法第16条の34第1項第5号の業務)

第14条 協会は、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する安全の確保を図るために必要な業務を、総務大臣の認可を受けて実施することができる。

(法第16条の34第3項の業務)

第15条 協会は、法第16条の34第1項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う審査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を、総務大臣の認可を受けて実施することができる。

第5章 雑 則

(その他の業務方法)

第16条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則を定める。

2 協会は、前項の細則を定めたときは、遅延なく総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(業務の開始の時期の届出)

第17条 協会は、前2章に掲げる業務を開始しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出るものとする。その業務の開始の時期を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

この業務方法書は、昭和52年2月15日から実施する。

以下の改正附則等 略

昭59.8.1 昭62.1.26 昭62.5.1 平元.4.1 平2.4.6 平2.5.23 平5.1.1 平10.6.26
平11.4.1 平13.1.6 平17.4.1 平22.10.1 平24.4.1 平26.4.1 平30.4.1

附 則

- 1 この業務方法書は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 この業務方法書の実施前に審査依頼を受け付けた場合の審査受託料の額については、なお従前の例による。

第6条第2項の「別表」 略